

国民健康保険のレセプト点検業務委託に係る契約締結に関する住民監査請求について、地方自治法（以下「法」という。）第242条第4項の規定により監査したので、その結果を同項の規定により次のとおり公表します。

平成19年6月19日

高松市監査委員	北原和夫
同	吉田正己
同	妻鹿常男
同	池内静雄

国民健康保険のレセプト点検業務委託に係る契約締結に関する住民監査請求の監査結果について（通知）

第1 請求の受理

1 請求人

住所・氏名 省略

2 請求書の受付

平成19年4月23日

3 請求の要旨（原文）

別紙事実証明書（平成19年度用レセプト点検業務委託契約書案写し、高松市保険年金課職員の供述の録取書（注）別紙事実証明書については省略した。）の記載によると、氏名不詳の高松市職員は、平成19年度用のレセプト点検業務委託契約を地方自治法第234条、同法施行令第162条の2の各規定に違反して違法又は不当な契約を締結した事実が認められる。本件契約の締結及び履行は地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結及び履行に該当するものである。本件レセプト点検業務委託契約において最も重要な点は点検業者の信用性であるが、契約

相手方の株式会社ニチイ学館は大手業者として知られているものの、介護保険法違反として東京都から勧告を受けるなど信用性に著しく問題のある業者なのである。更に、契約書中の「1ヶ月当たり単価642,390円」の積算根拠も明確でなく競争契約もなされていない。毎月実施する「業者による点検」も、「甲（高松市）の指定する日数および履行場所」とされているのみで、点検の正確性が何ら担保されていない。本件契約では、所謂手抜き点検を許す体制であり、高松市には、手抜き点検を許さない措置が何ら採られていない。結局、本件契約の締結及び履行は、地方自治法第242条第1項に規定する違法又は不当な契約の締結及び履行に該当するものであり、地方自治法第232条第1項、同法第2条第14項、地方財政法第4条第1項の各規定にも違反する違法な契約の締結及び履行である。よって、本件請求人は、高松市監査委員が、本件契約締結等につき責任を有するものに対して損害の補填をさせる等の「必要な措置」を講ずるよう高松市長に対して勧告することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、法第242条所定の要件を備えているものと認めた。

第2 個別外部監査契約に基づく監査の請求とこれに対する措置

1 監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求める理由（原文）

住民監査請求の分野においては、従来の監査委員の制度は正常に機能しておらず、信用できないので、個別外部監査契約に基づく監査を求めざるを得ない。

2 高松市長（以下「市長」という。）に法第252条の43第2項前段の規定による通知を行わなかった理由

本件請求の監査を行うに当たっては、監査委員に代わる外部の専門的知識を有する者を必要とするような特段の事情があるとは認められず、むしろ、監査委員の監査による方が適当であると判断したことによるものである。

第3 監査の実施

1 監査対象事項等

本件請求による監査対象事項は、高松市（以下「市」という。）の職員が、国民健康保険のレセプト点検業務を民間業者に委託するに当たり、信用性に問題のある業者と競争契約をしないまま委託契約（以下「本件委託契約」という。）を締結し、その契約において、委託料の積算根拠を明確にせず、かつ、その点検業務の正確な履行が担保されていない状態で履行させていることが、違法な契約の締結および履行に該当するか否かという事項である。

そして、措置請求の内容は、本件委託契約の締結について責任を有するものに対して当該損害の補てんを求めるほか、その他の必要な措置を講ずるよう市長に対して勧告することを求めるものである。

なお、監査委員は、法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して、平成19年5月18日に、証拠の提出および陳述の機会を与えたが、請求人からは新たな証拠の提出はなく、陳述も行われなかった。

2 監査対象部局

本件監査対象部局は、市民部保険年金課である。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により、次のとおり決定した。

本件請求は、措置請求に理由がないものと判断する。

以下、その理由を述べる。

1 監査により認められた事実

監査は、関係書類を調査するとともに、監査対象部局の職員等から事情聴取するなどの方法により実施し、その結果、次の各事実を確認した。

市の国民健康保険業務におけるレセプト点検業務の内容とその委託の必要性

国民健康保険制度において、その被保険者が保険医療機関で受診した場合、その診療報酬は、保険医療機関から保険者に対してレセプト（診療報酬明細書）により請求が行われ、保険者がこれを支払うことになっ

ているが、国民健康保険法（以下「国保法」という。）第45条第4項は、保険者において、保険医療機関等から療養の給付に関する費用の請求があったときは、額の算定方法等を審査した上で支払うものと規定している。そこで、国民健康保険の保険者である市においては、保険医療機関から被保険者の受診による診療報酬の請求を受けた場合、療養の給付に関する費用の算定方法、算定要件等が診療報酬点数表や薬価基準等の規定に基づき適正に算定されているかどうかを審査することにより、医療費の適正化を図ることに努めており、国保法第45条第5項の規定に基づき、審査支払機関である香川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に委託して、点検・審査（共同処理業務）を実施する一方、国保連合会では実施できない「複数月のレセプトを突合し確認を行う縦覧点検」や「医科と調剤のレセプト突合」などレセプト点検を行っている。そして、内容点検により請求に誤りの疑いがあるものについては、翌月の10日までにレセプトにその理由を記入した付せんを貼付したものを国保連合会へ提出し、国保連合会による再審査後、減点点数の集計を行い、減点点数が300点以上のレセプトがある病院については、以後4か月分の追跡調査を行っている。

市は、国保法上の必要性に加え、近年の厳しい財政状況の中で、年々増加傾向にある医療費を抑制し、健全な国民健康保険事業会計の財政を維持するために、医療費の適正化対策が求められているところ、診療報酬請求が年々増大し、レセプト点検業務については、保険者における点検事務の業務量が膨大なものとなっていること、点検内容が極めて専門性の高い業務であること、点検期間が、レセプトが国保連合会から市へ搬入（毎月8日～9日）されてから、市職員による国民健康保険被保険者資格の点検作業に14日間程度を要した後に、国保連合会へ再審査請求する提出期限（翌月10日）までの6日間という極めて短期間であることなどの諸事情を考えると、事務の正確性・効率性および経費の節減の観点から、レセプト点検業務を専門業者に委託する必要があると判断している。

市が株式会社ニチイ学館とレセプト点検業務委託契約を締結するに至

った経過とその契約内容

ア 市のレセプト点検業務を受託する能力がある業者の選定

市は、平成8年度からレセプト点検業務を民間業者に委託する運用を開始しているが、その当初から、レセプト点検業務を委託するに当たり、委託先業者としては、当該業務に必要な専門的知識を有する人材を有し、また毎月約10万件のレセプト点検業務を6日間という短期間で履行できる能力を有する要件を備えることはもとより、レセプトの管理・保護および市職員自体も資格審査でレセプトを使用する必要があることなどの関係から、その履行場所を市役所内とせざるを得ない状況を踏まえ、委託業務に必要な人員を履行場所まで派遣することができることを業者選定の条件とし、市内ないし県内に事業所を有する業者であり、指名競争入札を行う際の指名基準となる市の入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から、これら諸要件を満たした業者を選定することとした。

イ 市が株式会社ニチイ学館と本件委託契約を締結することとなった経緯および理由

市は、上記の諸条件を満たすと見込まれる入札参加資格者を3者抽出し、それら業者が本件業務委託の対象業者となり得るか否かについて事前調査を行ったところ、その中の1者である株式会社日本医療事務センターは、医療事務としての病院派遣業務は行っているものの、レセプト点検業務は行っていないこと、もう1者の株式会社日本サポートサービスは、レセプト点検業務を行ってはいるものの、本件業務委託に係る毎月約10万件ものレセプト点検業務を実施するだけの人員が常駐していないことが判明し、これら2者は本件業務委託の対象とならないこととなった。そして、残る1者の株式会社ニチイ学館だけが唯一、それらの条件をすべて満たすことのできる業者であると評価し、平成8年度からレセプト点検業務を株式会社ニチイ学館に委託してきた。そして、市は、株式会社ニチイ学館がこれまでのレセプト点検業務委託契約に係る業務を誠実かつ良好に履行し、効率的かつ経済的な点検業務の履行を確保していた

実績があったことから，平成19年度においても同業務委託先業者として最も適当であると考え，株式会社ニチイ学館から見積書を徴取するとともに市契約規則等に定める事務処理手続に従い，適正な決裁権者の決裁を受け，法施行令第167条の2第1項第2号の性質または目的が競争入札に適しないものに該当することを理由として，随意契約により本件委託契約を締結することとし，平成19年4月1日付けで実行している。

ウ 本件委託契約の内容および契約金額の積算根拠等について

市と株式会社ニチイ学館が締結したレセプト点検業務委託契約書（以下「契約書」という。）により本件委託契約の内容を見ると，履行場所は市役所内とし，市が業者に委託する業務内容は高松市国民健康保険のレセプト点検業務仕様書（以下「仕様書」という。）で定めるものとしており，その仕様書では，点検内容を，請求された診療報酬の算定方法，算定要件等が，診療報酬点数表や薬価基準等の規定に基づき算定されているかを審査する一般点検，数か月分の経過について審査する一部縦覧点検，医科と調剤のレセプトとの突合点検，特定医療機関の内容点検と定めている。このうち特定医療機関の内容点検は，レセプト点検で疑義のあった医療機関や再審査・過誤調整事項の多い医療機関，電話等により情報がもたらされ調査を要する医療機関や香川県等の指導に基づく医療機関を特定医療機関として数か月間点検を継続するとしている。

そして，これら委託業務に対する対価については，契約書第3条で，契約金額を1か月当たり単価64万2,390円，年間770万8,680円と規定している。

この，契約金額について，市は，平成19年度の契約に係る見積徴取における予定金額の算定に当たり，点検対象となるレセプト件数を，前年度の実績である107万4,500件程度と見込み，これに要する内容点検の実施人員や実施時間についても前年度の実績から1月当たり延べ46人で合計322時間と推計し，それにこれまでの契約実績から算出した1人当たりの単価1万3,965円（1,995円×

7時間。金額には消費税および地方消費税を含む。)を乗じて、1月当たりの単価を64万2,390円としており、これをもとに年間契約に係る予定金額を770万8,680円と算定している。

(3) 株式会社ニチイ学館によるレセプト点検業務の履行状況

ア 契約上の履行確保の規定について

市は、本件業務の履行を確保するために、契約書第2条で定める仕様書に基づき適正に実施することを規定し、契約書第5条で、業務の着手および完了時には、業務委託着手届および完了届の提出を義務付けるとともに、業務実施日には日報や、その他再審査等請求内訳表等を提出させ、市職員の検収を受けるものと規定している。また、契約書第11条で、受託業者において、その契約の履行に際し不正な行動があったときやその他契約条項に違反したとき、さらには受託者としての資格を欠いたときなどの事由があるときは、市において本件委託契約を解除することができることを定めている。

イ 株式会社ニチイ学館の履行体制(人員・能力・事務内容・事務量)と履行状況について

本件委託契約の履行については、株式会社ニチイ学館で厚生労働大臣許可財団である日本医療教育財団が認定する医療事務技能審査2級以上の資格を有する者が、毎月約10万件に及ぶレセプトを、前述の点検内容により、1月当たり6日間で延べ46人の体制で市役所内においてその業務を行っている。

ウ 市による履行確認の方法とその状況および本件業務委託の成果

市は、本件委託業務の履行の確認については、契約書の各規定に基づき、確実に業務委託着手届や日報・完了届の提出をさせており、日報には実施日、実施時間、点検を行った者の氏名を正確に記載させているほか、履行期間中は毎日、株式会社ニチイ学館の点検従事者(責任者)と市の検収員とが業務開始時および終了時に業務の打合せを行っている。そして、その成果の確認については、その日の点検件数や成果品として提出される過誤と判断したレセプトにその理由を記載した再審査申出付せんを貼付したものを元にした再審査等請求内訳表等

により，再審査の状況や進捗状況を確認している。

このレセプト点検の結果，内容に疑義が生じたレセプトについて，市は，審査支払機関である国保連合会に送付し再審査の請求を行い，平成17年度においては，点検実施件数83万40件のうち0.49パーセントに当たる4,078件について再審査の請求を行い，その結果，70.8パーセントに当たる2,886件について過誤の請求が発見され，市が支払う7割分の医療費1,060万2,720円の減額査定が行われた。また，平成18年度では，点検実施件数では，市町合併に伴い対象件数が増加して107万4,500件となり，そのうち0.44パーセントに当たる4,680件について再審査の請求を行い，その結果，73.4パーセントに当たる3,437件について過誤の請求が発見され，1,264万870円の減額査定が行われた。これら業務の成果である再審査請求件数ならびに減額査定件数および金額を，平成17年度と平成18年度の各月の状況を比較しても，安定した成果が認められると判断している。

(4) 市が支払ったレセプト点検業務委託料の財源

レセプト点検事業は，香川県国民健康保険特別調整交付金の交付対象事業となっており，市は，交付要件を具備しているところから同交付金の申請を行うこととし，平成18年度には1,000万円を本事業に係る交付金として申請し，平成19年4月に同額を受け入れている。

当該事業交付金の交付要件は，申請者が診療報酬明細点検に積極的に取り組んでいる市町であり，診療報酬点数表との照合，調剤報酬明細書との突合，縦覧点検，給付発生原因の確認（第三者行為求償事務の実施を含む。），給付制限該当の確認および検算のうち，診療報酬点数表との照合，調剤報酬明細書との突合，縦覧点検および給付発生原因の確認（第三者行為求償事務の実施を含む。）に係る内容点検を行っており，一人当たり財政効果評価額（当年の1月から12月までの間にレセプト点検により過誤調整を行った額を年間平均被保険者数で除した額）が，2年連続して前年同時期の一人当たり財政効果評価額を上回ることなどの条件を具備していることが必要であると定められており，市は，これ

らの諸条件を具備しているものと認められ、上記交付金の交付を受け、これを本件委託契約の委託料支払の財源に充当している。

(5) 株式会社ニチイ学館の信用性に関するマスコミ報道と市の認識および評価等

東京都福祉保健局は、株式会社ニチイ学館に対して、介護保険法に基づく監査の結果をまとめ、平成18年12月27日付けで改善勧告および文書指導を行い、これを受けた株式会社ニチイ学館の改善状況も併せて平成19年4月10日に公表し、これをマスコミ各社が報道している。その内容は以下のとおりである。

ア 訪問介護事業所3事業所に対する改善勧告事項は、管理者の専従義務違反、訪問介護計画の未作成の各事実が認められたことに関するものであり、その改善を勧告している。

イ 訪問介護事業所16事業所に対する文書指導による指摘内容（改善を要する事項）は、介護報酬の一部返還と自主点検では介護保険給付の対象とならないサービスについて、介護報酬を請求し受領しているものが見られたので是正されたいというものである。

ウ 居宅介護支援事業所12事業所に対する文書指導による指摘内容は、介護報酬の一部返還と自主点検の運営基準を満たしていないにもかかわらず減算を行っていないもの、居宅サービス計画の一部未作成・未変更等がある各事実に関するものであり、その改善を求めるものである。

これらの改善勧告および文書指導を受けた株式会社ニチイ学館は、不適正であったものについては既に改善し、それぞれの不適正な報酬請求に係る要返還金はすべて返還するなど必要な措置を講じている。そして、株式会社ニチイ学館は、今後の対策として、適正な介護事業所運営を図るために、社内で作成した自己評価票を用い、全都道府県で、法令基準に沿った運営状況の再点検と各事業所に対する制度運営基準の研修強化を実施し、再発防止に取り組んでいる。

市は、本件委託契約成立後の平成19年4月10日付けの新聞紙等の報道により、株式会社ニチイ学館が東京都から上記のような改善勧告お

よび文書指導を受けたことを知り、株式会社ニチイ学館の信用性について検討をしている。

市が指名競争入札を行う場合には、契約の適正な履行を確保するために、高松市契約規則第15条で、入札参加資格者名簿に登載されている者の内から指名することを規定しており、入札参加資格者名簿に登載されていることは、その信用性の基準となる資格審査を受けた業者であることが認められているものであり、株式会社ニチイ学館は、上記入札参加資格者名簿に登載されている業者であるので、一般的に相応の信用性が保持されている業者と評価できるものである。そして、株式会社ニチイ学館がこれまで市において実施してきたレセプト点検業務での実績を再検証するに、同社は、契約書および仕様書に基づき適正に履行している状況が認められるとともに、その成果を四国各市と比較して見た結果に照らしても、再審査の請求件数が妥当であること等の点で多々評価すべきものがあり、その信用性に疑問が生じるような事項は見当たらないことを確認している。

このように市においては、本件委託契約の相手方である株式会社ニチイ学館の信用性に関する上記マスコミ報道を機に、同社の信用性について再検証したが、その信用性を改めて問題視すべき要因はないものと判断し、株式会社ニチイ学館に対する東京都の改善勧告および文書指導が同社の介護部門に関するものであり、市が委託契約している医療事務部門に関するものでないことも確認した上、同社が本件委託契約の契約先として、その信用性に何ら問題はない業者であると再認識している。

なお、市において、株式会社ニチイ学館は、法に抵触する行為またはそれに準ずる行為など不正または不誠実な行為を行う業者の入札参加を制限するための指標である高松市指名停止措置要綱に基づく指名停止業者となっていない。

2 監査委員の判断

- (1) 市が株式会社ニチイ学館と本件委託契約を締結したことの必要性および適法性・妥当性

請求人は、市が、本件委託契約を締結するに当たり、競争契約の方法

を採らなければならないにも関わらず，その方法を採らず，信用性に著しい問題がある業者と委託料の積算根拠を明確にしないまま随意契約の方法で契約していることは，法第234条，同法施行令第167条の2の各規定に違反しており，違法または不当な契約であると主張しているので，その点について検討する。

（なお，請求人は，請求の趣旨の中で，「法施行令第162条の2」を引用しているが，その主張から見ると，随意契約の根拠規定である「法施行令第167条の2」を引用しようとしたものと推認できるので，その趣旨に沿って読み替えた。）

ア まず，市が株式会社ニチイ学館と本件委託契約を締結したことの必要性について検討するに，市が国民健康保険業務におけるレセプト点検業務を民間業者に委託する必要性は，「監査により認められた事実」(1)で明らかにしたとおりであり，国民健康保険の保険者である市は，国保法第45条第4項の規定に従い，保険医療機関からレセプトにより被保険者診療の給付に関する費用の請求を受けたときに，その請求が適正なものであるか否かを審査した上，支払うこととされているが，その審査は，極めて短期間内に正確かつ効率的に行わなければならない実情があり，これを市の担当職員のみで対応することは無理な状況にあることが認められ，経費節減の観点からも，これを専門の民間業者に委託することが効率的であることは容易に推認することができるところであり，市が本件委託契約を締結する必要性は強いものと認められる。

イ 次に，市が，本件委託契約を競争契約によらず，随意契約によって締結したことの当否について検討するに，市が株式会社ニチイ学館と本件委託契約を締結するに至った経過とその理由は，「監査により認められた事実」(2)のアおよびイで明らかにしたとおりであり，市が委託発注する業務が，国民健康保険業務におけるレセプト点検業務という特殊なものであり，これを受託する能力を有する業者は限定され，種々検討しても，その業務を効率的かつ確実に履行できる業者は，唯一株式会社ニチイ学館だけであることが明らかとなり，

その業務委託契約の性質および目的が競争入札に適しないものであると判断され、法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、これを随意契約により発注したことには正当かつ合理的な理由があるものと認められ、何ら違法ないし不当な点はないものと判断する。

そして、市は、市契約規則等に定める事務処理手続に従い、株式会社ニチイ学館から見積書を徴取し、適正な決裁権者の決裁を受けて、本件委託契約を締結しているため、その契約締結手続においても、何ら違法ないし不当なことは認められない。

ウ また、本件委託契約の委託料に関する積算根拠の是非について検討するに、「監査により認められた事実」(2)のウで明らかにしているとおり、市は、前年度の業務実施実績から当年度のレセプト点検予定件数を推計した上、その点検に要する必要延人員と業務実施時間を計算し、これに契約実績を基に割り出した一人当たりの単価を乗じて委託料の予定金額を算出しており、その積算根拠を明確に示していることが認められ、その算出方法は、合理的かつ相当なものであり、その予定金額も相当かつ妥当なものと評価し得るものがある。

エ 最後に、契約の相手方である株式会社ニチイ学館の信用性について検討するに、「監査により認められた事実」(5)で明らかにしているとおり、市が株式会社ニチイ学館と本件委託契約を締結した当時は、まだ同社の信用性に疑念をもたらす報道は全然なく、市は、同社の従前の契約履行実績等から同社の信用性を高く評価していたので、本件委託契約を締結するに当たり、同社の信用性を問題にすることはなかったものの、その後間もない平成19年4月10日付けの新聞紙の報道等で、東京都福祉保健局が、同社の東京都内にある事業所に対し、介護保険法に基づく監査の結果をまとめ、同社に改善勧告と文書指導を行った事実があったことを認知し、その対象が同社の介護部門に関するものであり、本件委託契約の対象である医療事務部門に係るものは全然含まれていなかったものの、同社の信用性に関するものであったため、市において、同社の信用性を再検証しているが、同社の信用度に対する市の評価に消長を来す新たな

事実は認められず，同社に本件委託契約に定める契約解除事由もなかったことから，本件委託契約を存続させたことが認められ，上記新聞報道等で明らかにされた事実が存在するとしても，これをもって直ちに，その契約の相手方である株式会社ニチイ学館の信用性に本件委託契約の存続に影響を及ぼすべき問題があるとまでは言い難く，この点に関する市の対応に何ら違法・不当なものはないものと認める。

以上の検討のとおり，本件委託契約に関しては，いずれの観点から見ても，何ら違法または不当な点は認められず，請求人の上記主張には何ら理由がないものと判断する。

(2) 株式会社ニチイ学館による本件委託契約履行の正確性に対する担保

次に，請求人は，本件委託契約において，受託者である民間業者によるレセプト点検業務の正確性につき何ら担保されておらず，いわゆる手抜き点検を許容する体制があり，違法または不当な契約の履行に該当すると主張しているので，この点について検討する。

市が株式会社ニチイ学館と締結した本件委託契約の内容は，「監査により認められた事実」(2)のウおよび(3)のアで明らかにしたとおりであり，市は，その契約において，受託者である同社が，市が履行場所として指定する市役所内で仕様書に定める業務内容を適正かつ誠実に実施することを約定させ，その業務の着手および完了に当たっては，所定の書類を提出させるとともに，日々の業務実施状況を日報で報告させ，市が定める係員の検収を受けなければならないこととし，同社が，契約の履行に際して不正をなしたときや契約条項に違反したときなどには，市において，本件委託契約を解除することができることを定めており，約定面で，その履行の正確性を担保するに相応な手当をしているので，いわゆる手抜き点検を厳に戒めており，これを許容する体制にないことは明らかである。

そして，受託者である株式会社ニチイ学館による本件委託契約の履行状況を検討してみると，その履行状況は，「監査により認められた事実」(3)のイおよびウで明らかにしているとおりであり，同社は，上記約

定に基づき、誠実かつ適正に受託業務を実施し、着実に履行の正確性を証左する成果を挙げており、およそ手抜き点検と批判されるような事跡は全然認められず、その履行面からみても、その正確性は確保されているものと推認することができる。

以上の検討のとおり、本件委託契約については、受託者による履行の正確性の担保の点においても、何ら違法または不当なものとは認められず、その履行が違法または不当な契約の履行に該当するとは到底認められないので、請求人の上記主張も、何ら理由がないものと判断する。

- (3) 本件委託契約の締結における法第232条第1項および同法第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定違反の有無

最後に、請求人は、本件委託契約の締結およびその履行が、法第232条第1項および第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項の各規定に違反する違法な契約の締結および履行であると主張しているもので、この点について検討する。

請求人が主張する法第232条第1項および同法第2条第14項ならびに地方財政法第4条第1項は、地方公共団体がその事務を行うに当たり、必要な経費を支出する場合、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないという趣旨を規定しているものである。

本件委託契約の締結は、前述したところから明らかとおり、正当な理由で、適正な手続によって行われ、適正に積算した最少の経費で最大の効果を挙げているものであり、前記各規定に違反する点は何ら認められず、違法・不当なものとは言えない。

また、その契約の締結が市に損害を与えるものとは到底認められず、請求人の主張は何ら理由がないものと言わなければならない。

以上検討のとおり、請求人の主張は、いずれも理由がなく、失当である。よって、本件措置請求には、理由がないものと判断する。